

「指定居宅サービス」重要事項説明書

～ 通所介護サービス ～

当事業所は介護保険の指定を受けています。
デイサービスセンター なごみの里
(兵庫県指定 第 2874002344 号)

当事業所はご利用者様に対して通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明させていただきます。

1. 法人の概要

- | | |
|-----------|----------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 幸 <small>きま</small> |
| (2) 法人所在地 | 兵庫県姫路市大津区吉美 780 番地 |
| (3) 電話番号 | 079-274-7530 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 金治 ゆかり |
| (5) 設立年月日 | 平成 14 年 7 月 1 日 |

2. 施設の概要

- | | |
|--------------|-------------------------|
| (1) 建物の構造 | 鉄筋鉄骨コンクリート造 地上 4 階建 |
| (2) 建物の延べ床面積 | 4,218.49 m ² |

3. 事業所の概要

- (1) 事業の種類
指定通所介護 (平成 15 年 8 月 1 日指定 兵庫県 2874002344 号)
※ 当事業所は介護老人福祉施設 なごみの里に併設されています。
- (2) 事業の目的
要介護状態にあるご利用者の社会的孤立感解消及び、心身機能の維持並びにその家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的とします。
- (3) 事業所の名称 デイサービスセンター なごみの里
- (4) 事業所の所在地 兵庫県姫路市大津区吉美 780 番地
交通機関 山陽電鉄ご利用 / 「平松駅」下車、南西へ徒歩約 3 分
- (5) 電話番号及び FAX 番号 TEL 079-274-7530
FAX 079-274-7531
- (6) 事業所の長 (管理者) 氏名 宮浦 康高
- (7) 事業所の運営方針

当事業所は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営まれるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練をすることにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(8) 開設（サービス開始）年月日

平成15年8月4日

(9) 通常の事業の実施地域

姫路市【大津区、勝原区、網干区、余部区、広畑区（蒲田、西蒲田、城山町、西夢前台、東夢前台を除く）】、揖保郡太子町、たつの市御津町（室津を除く）

(10) 営業日及び営業時間

営業時間	月～土	8：30～17：30
	祝日	8：30～17：30
受付時間	月～土	8：30～17：30
サービス提供時間帯	月～土	9：30～16：45
	祝日	9：30～16：45

※上記営業日及び時間外のサービス提供の必要性が生じた場合、事業所とご利用者との話し合いにより調整いたします。

(11) 利用定員

34人

(12) 事業所の使用床面積

用途	床面積 (㎡)	用途	床面積 (㎡)
食堂（兼機能訓練室）	149.96	（その他） 教育室	16.32
相談室	16.32	休養室	27.2
便所	32.18	指導員室	—
一般浴室	28.0	脱衣室	22.4
特殊浴室	20.4		
事務室	—		

(13) 施設が行っている他の居宅サービス

短期入所生活介護事業 ショートステイ なごみの里

(兵庫県指定 第2874002351)

居宅介護支援事業 居宅介護支援事業所 なごみの里

(兵庫県指定 第2874002237)

4. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画(ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成するそれぞれのサービスに係る介護計画（以下、「個別サービス計画」という。）に定めます。

契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。

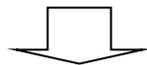
①当事業所の生活相談員に個別サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。



②その担当者は個別サービス計画の原案について、ご利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。



③個別サービス計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくはご利用者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご利用者及びその家族等と協議して、個別サービス計画を変更します。



④個別サービス計画が変更された場合には、ご利用者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。



(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合

- 居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
- 個別サービス計画を作成し、それに基づき、ご利用者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用金をいったん全額お支払いいただきます。

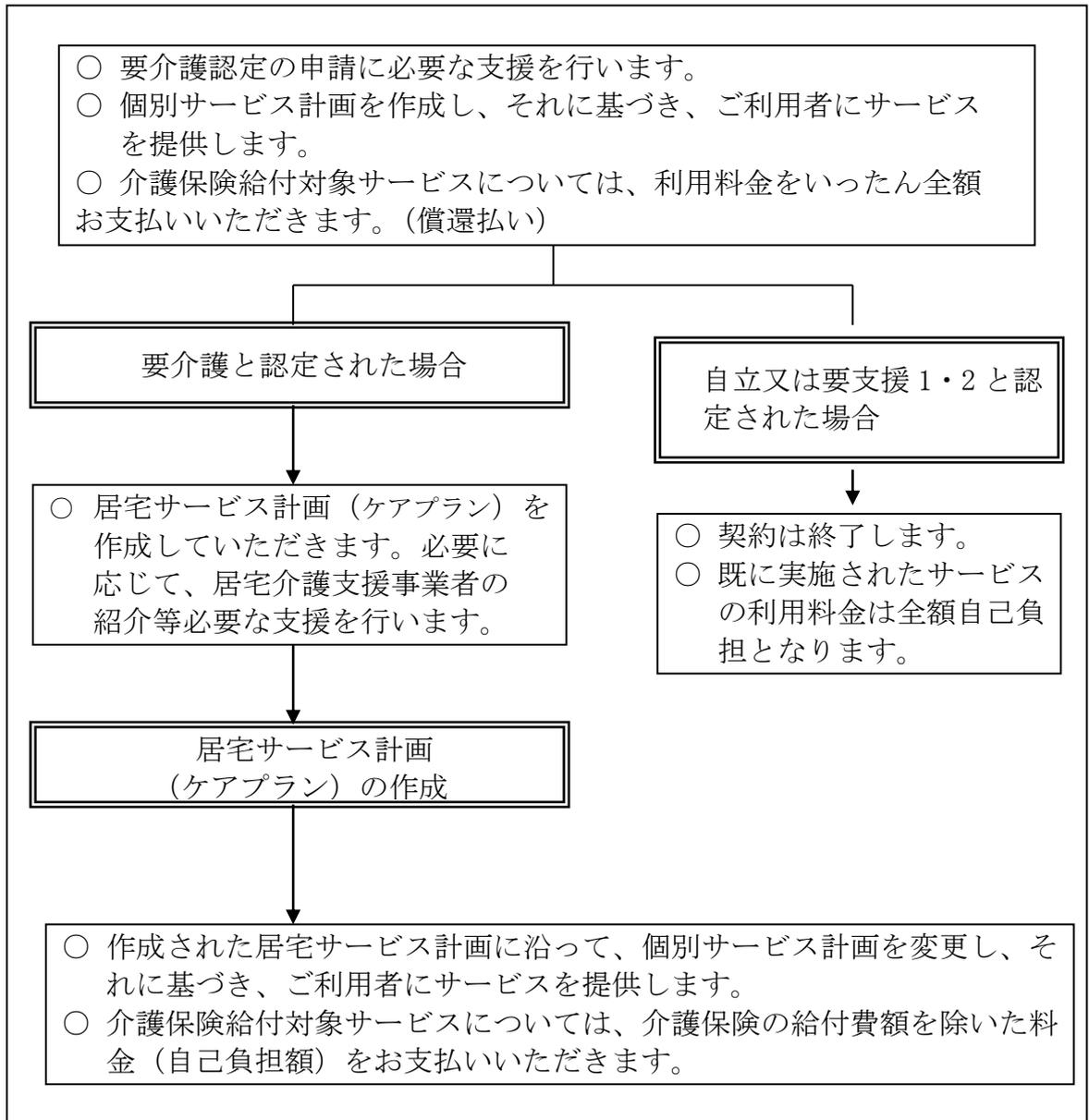


居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

- 作成された居宅サービス計画に沿って、個別サービス計画を変更し、それに基づき、ご利用者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。



②要介護認定を受けていない場合



5. 人員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員配置状況及び勤務体制〉

職員の配置については、指定基準を厳守しています。

職 種	配置人員	常勤換算	指定基準
1. 事業所長(管理者)	1		1名
2. 生活相談員	1	1	1名
3. 介護職員	10	7.2	5名
4. 看護職員	2	1	1名
5. 機能訓練指導員	1	1	1名

<主な職種の勤務体制>

職 種		
1. 生活相談員	月～土	8：30～17：30
2. 介護職員	月～土	8：30～17：30
3. 看護職員	月～土	9：00～17：00
4. 機能訓練指導員	月～土	9：00～17：00

<配置職員の職種>

生活相談員

…ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援をおこないます。

介護職員

…ご利用者の日常生活上の介護を行います。

看護職員

…ご利用者の健康管理を行います。

機能訓練
指導員

…ご利用者の機能訓練を行います。

6. 当事業所が提供するサービス利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

通所介護サービス（通常規模型事業所）

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

サービスの概要

① 食事

- ・ 栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供させていただきます。
（食事時間） 12：00～13：00

② 入浴

- ・ 安心して入浴していただけるよう介護職員がお手伝いさせていただきます。入浴方法は一般浴あるいは機械浴又は個別浴となります。

③ 排泄

- ・ ご利用者の排泄のお手伝いをさせていただきます。

④ 機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、個別の機能訓練実施計画を策定し、これに基づきサービスを提供します。

⑤ 送迎

⑥ 健康管理

- ・ 看護職員が、ご利用者の健康管理に努めさせていただきます。

⑦ レクリエーション

⑧ サークル活動

⑨ 定例行事

サービス利用料金（1日あたり）

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額 通常1割）をお支払いください。

											円/日額
段階	要介護度	給付単位数	サービス提供体制強化加算Ⅱ	入浴介助加算	個別機能訓練加算Ⅰ(イ)	中重度者ケア体制加算	介護職員等処遇改善加算	合成単位数	介護サービスの1割負担	食費（昼+おやつ+ドリンク）	負担合計
7時間以上 8時間未満	要介護1	658	18	40	56	45	75	892	905	750	1,655
	要介護2	777	18	40	56	45	86	1,022	1,037	750	1,787
	要介護3	900	18	40	56	45	97	1,156	1,173	750	1,923
	要介護4	1,023	18	40	56	45	109	1,291	1,309	750	2,059
	要介護5	1,148	18	40	56	45	120	1,427	1,447	750	2,197

※科学的介護推進体制加算・・・40単位/月

※個別機能訓練加算(Ⅱ)・・・20単位/月

- (ア) ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担を除く金額を介護保険から払い戻す手続きをとっていただくこととなります。（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。
- (イ) 介護保険からの給付額に変更があった場合には、自己負担については 上表と異なることがあります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

サービスの概要と利用料金

① 介護保険給付の支給限度額を超えてサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金表にさだめられた「サービス利用料金」欄の全額（自己負担額ではありません。加算分も含まれます。）

② 複写物の交付

ご利用者が、サービス提供についての記録その他複写物を必要とする場合には実費相当分を負担いただきます。

1枚につき 10円

③ 食事の材料の提供（食材料費）

昼食・おやつ・ドリンク 750円

④ レクリエーション・クラブ活動

ご利用者に希望によりレクリエーション、サークル活動に参加して頂くことができます。材料代等の実費をいただく場合があります。

⑤ その他の費用

ご利用者の嗜好に基づく品目或いはサービス提供に際し、必要とされる品目については、別途実費を頂く場合があります。

(別紙にて参照)

⑥ 通常の実施区域外の送迎

通常の実施区域外の送迎を行った場合、通常区域を超えた部分について、実費相当分として、下記の料金をいただきます。

(片道あたり) 上記の距離(1 kmあたり 30 円)で算出。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記の料金・費用は次の通りお支払いください。

1ヶ月ごとに計算し、ご請求書郵送後、指定の口座より翌月の27日(当日が金融機関休業の場合は翌営業日)に引き落としとなります。

口座引き落としによるお支払い

利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日午後6時までには事業者へ申し出てください。
- 当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前日に申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の食材料費 全額

- 介護保険給付の対象となるサービスの取消料については、サービス利用料金の全額となります。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時をご利用者に提示して協議します。

(4) 緊急時の対応について

サービス提供中にご利用者に緊急の事態が発生した場合、ご利用者の主治医にご連絡することともに、必要な対応を行います。その際、予め指定する連絡先にもご連絡します。

7. サービス提供における事業者の義務

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、ご利用者の生命、身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮

- 賠償できる事項
 - ・対人事故
 - ・対物事故
 - ・人格権の侵害

- (2) 事業者（その家族も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- (3) ご利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- (4) ご利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

11. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付担当者

〔氏名〕 芦刈 由美
〔職名〕 生活相談員

○第三者委員

〔氏名〕 松本 暁男
〔職名〕 監 事
〔氏名〕 井上 昭三

TEL 079-272-2404

TEL 090-9544-8488

○苦情解決責任者

〔氏名〕 宮浦 康高
〔職名〕 管理者兼施設長

なお、苦情の受付窓口は、受付担当者となります。また、第三者委員も直接苦情を受ける事が出来ます。さらに第三者委員は、苦情解決を円滑に図るため双方への助言や話し合いへの立会いなどもいたします。苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによって円滑な解決に努めます。

(2) 行政機関とその苦情受付機関

- ・当事業所の苦情相談窓口（緊急時対応）

事業所名	デイサービスセンター なごみの里
担当者	生活相談員 芦刈 由美
解決責任者	管理者兼施設長 宮浦 康高
所在地	姫路市大津区吉美780番地

電話番号	079-274-7530
FAX	079-274-7531
受付時間	月曜日～土曜日 午前9時～午後5時

- ・ 介護保険の苦情や相談に関しては他に、下記の相談窓口があります。
(介護保険サービスの苦情について)

事業所名	兵庫県国民健康保険団体連合会
所在地	神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号
電話番号	078-332-5601
FAX	078-332-0986
受付時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時15分

(介護保険全般に関するお問い合わせ)

事業所名	姫路市介護保険課
所在地	姫路市安田4-1
電話番号	079-221-2923
FAX	079-221-2925
受付時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
事業所名	たつの市役所 高年福祉課
所在地	たつの市龍野町富永1005-1
電話番号	0791-64-3155
FAX	0791-63-0863
事業所名	太子町 高年介護課
所在地	揖保郡太子町鷗280番地1
電話番号	079-276-6715
FAX	079-277-6031

(第三者委員)

第三者委員	松本 暁男、井上 昭三
所在地	姫路市大津区
電話番号	079-272-2404 (松本)、090-9544-8488 (井上)
受付時間	月曜日～土曜日 午前9時～午後4時

通所介護サービスの提供の開始にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日 時間

説明場所

事業者 所在地 姫路市大津区吉美 780 番地

社会福祉法人 幸

名称 デイサービスセンター なごみの里

説明者 職名 生活相談員

氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅サービスの提供開始に同意しました。

契約者（利用者） 住所

氏名 印

私は、利用者が事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者 住所

氏名 印

(利用者との関係)